

公共施設使用料の見直しに係る 基本的な考え方について

尾張旭市

■ 今回の見直しの目的

- 公共施設の使用料については、平成15年度に「1㎡・1時間あたり使用料：4円」と統一単価を定めて運用してきたが、それ以後、消費税率改定に伴うものを除き20年以上見直しがされていない。この間の施設運営経費の増加に対応した使用料とはなっておらず、今後のサービスを持続可能なものとするため、使用料の見直しが必要となった。
- 使用料収入が施設運営経費を大きく下回った場合、その不足分は公費（税金）で賄うこととなり、施設を利用しない市民も負担することとなる。施設運営経費を適正に使用料に算入し、施設を利用する市民と利用しない市民との「負担の公平性」を考慮した設定をすることで、受益と負担の適正化を図る。
- 使用料の見直しと合わせて、減免や見直しのサイクル等についても基本的なルールを定め、将来にわたって安定したサービスを提供していくための統一的な基準とする。

■対象施設

今回の使用料の見直しの対象施設は、以下のとおり。

東部市民センター、渋川福祉センター、スカイワードあさひ、新池交流館、旭城、ふれあい会館、多世代交流館、城山コミュニティーセンター、公民館、文化会館、どうだん亭

今回の使用料の見直しでは、法令等で使用料を徴収できない等の施設（下記参照）を除く。

対象外とする理由	対象外とする施設
法令等により使用料を徴収できない施設	小中学校、図書館、老人いこいの家
法令等により算定方法や徴収基準額が定められている施設	市営住宅、保育園
独立採算制が求められる公営企業会計にかかる施設	上下水道事業により運営する施設、 上下水道事業にかかる料金・使用料
不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設	公園
全額公費負担での運営を前提として設置した施設	保健福祉センター、ピンポンパン教室、児童館、子育て支援センター、地域集会所、給食センター
その他別途使用料を算定すべき施設	児童クラブ、尾張あさひ苑、旭平和墓園、ふれあい農園、スポーツ施設、小中学校体育施設、市営バス

■ 使用料算定の基本的な考え方

積算根拠を明確にして、統一的な使用料算定とするために、施設の維持管理のために必要となる**原価（コスト）**と**受益者負担割合**に基づき算定する。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

■ 原価（コスト）

施設使用料の算定にあたっては、公費で負担すべき施設の整備に係る経費（イニシャルコスト）は含めず、施設の運営に係る経費（ランニングコスト）のみを原価（コスト）の範囲とする。

■ 受益者負担割合

施設の設置目的やサービスの性質により、各施設を「公共性」と「必需性」の2つの視点により分類し、施設を利用する市民等（受益者）と施設を利用しない市民も負担している税金（公費）の負担割合を決定する。

■ 原価（コスト）

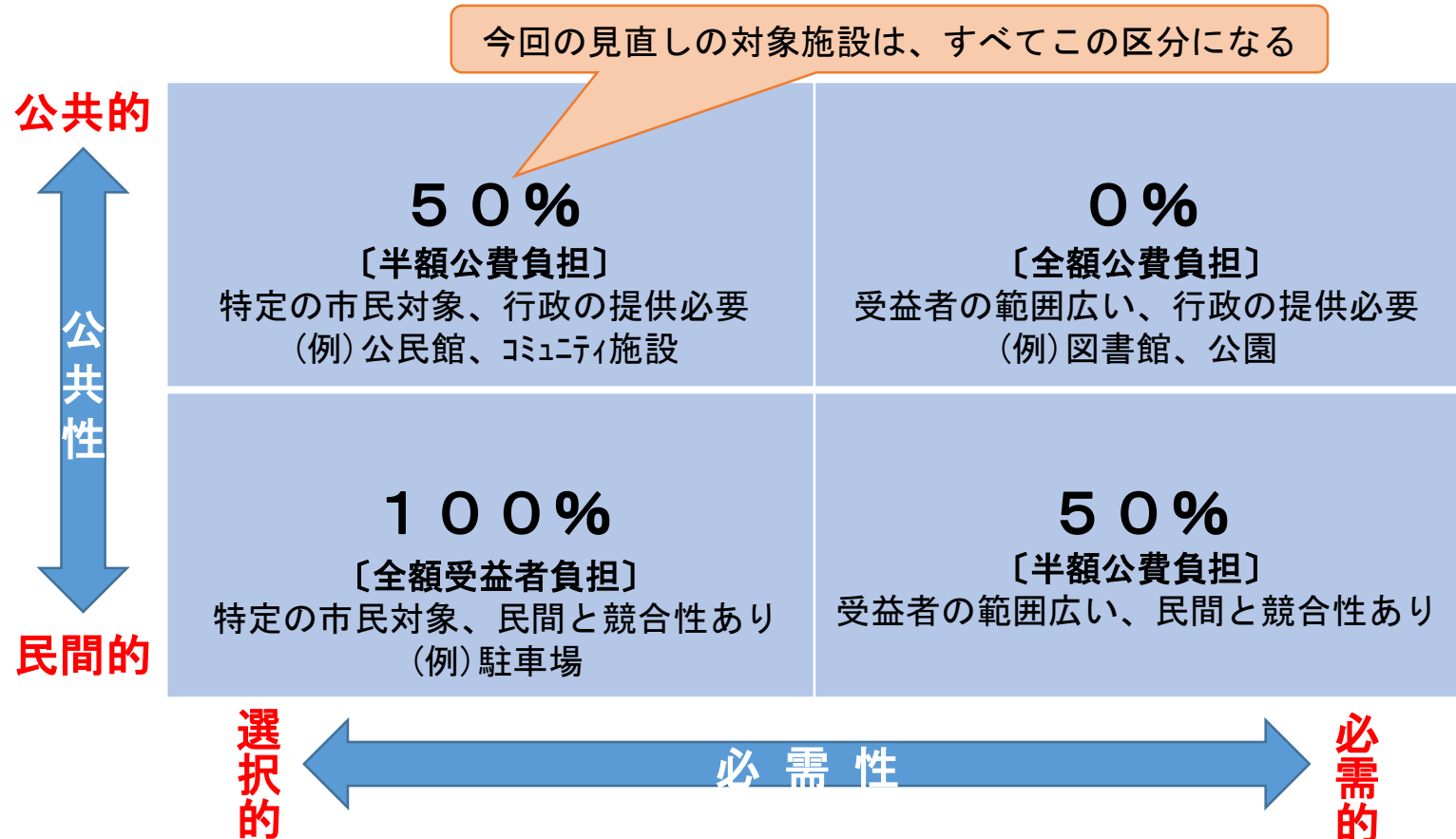
- 算定に使用する経費の基礎数値は、見直しを実施する年度の公共施設カルテから、直近2か年度の決算数値とする（特殊事情があれば、直近3～5か年度の数値等を使用する。）。
- 使用料算定におけるコストには、施設の運営に係る経費（ランニングコスト）のみを含める。
- 施設の整備に係る経費（イニシャルコスト）については、公共施設は市民の共有財産であるという考え方により、コストには含めず**公費で負担**する。
- 減価償却費については、本来はコストとして算入すべき経費ではあるが、今回の見直しでは、使用料が高く算定されすぎることを避けるため、除くものとする。

施設に係る経費			算定経費
施設の整備に係る経費 （イニシャルコスト）	建設費、大規模改修費、用地取得費、市債償還元金・利子		×
施設の運営に係る経費 （ランニングコスト）	人件費	施設の維持管理や運営に係る職員の 人件費	○
	物件費	需用費や委託料など、サービスの 提供や施設の維持管理に必要な経 費	○
	維持補修費	施設や設備の修繕料	○
	減価償却費		×

※指定管理者制度を導入している施設については、指定管理料（指定管理施設修繕除く）と、市の歳出のうち上記の算定経費に該当する経費に、指定管理者使用料収入を加算した経費を使用料算定におけるコストとする。

■ 受益者負担割合

- 各施設が提供するサービスの性質により、受益者負担割合を設定することで、施設を利用する市民等（受益者）の負担と、施設を利用しない市民も負担している税金（公費）負担の均衡を図る。
- 民間によるサービスの度合い（公共的or民間的）と、日常生活における必要性の度合い（必需的or選択的）により、4分類とし、受益者負担割合を0%、50%、100%の3段階に区分する。



■ 使用料の算定方法

※コマとは、施設の利用時間の単位のこと。通常1コマ＝1時間

$$\text{1室1コマあたりの使用料} = \left[\text{施設全体のコスト} \times \frac{\text{室面積}}{\text{貸出可能面積}} \right] \div \frac{\text{その室の年間最大コマ数}}{100\%} \times \text{稼働率} \times \text{受益者負担割合}$$

使用料に算入すべきでないスペース等がある場合は、ここに当該スペースの面積を加算すれば、使用料算定から除外することが可能。

施設の1㎡1コマあたりの原価を出したいときには、赤点線の式を室面積で除する。
(例) 下の計算例から $1,440.50\text{円} \div 120\text{m}^2 = 12\text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{コマ}$

計算例：〇〇公民館（稼働率50%、受益者負担割合50%）の場合

施設コスト：7,500千円
年間最大コマ数：4,628コマ
※稼働率50%設定

貸室面積：	貸室A	120m ²
	貸室B	50m ²
	貸室C	50m ²
	貸室D	50m ²
	計	270m ²

$$\begin{aligned} \text{貸室Aの1コマあたりの使用料} \\ \text{貸室Aの原価} &= \left(7,500\text{千円} \times \frac{120\text{m}^2}{270\text{m}^2} \right) \div 4,628\text{コマ} \times \frac{100\%}{50\%} \\ &= 1,440.50\text{円} \\ \text{貸室Aの使用料} &= \text{原価}1,440.50\text{円} \times \text{受益者負担割合}50\% \\ &= 720\text{円}/\text{コマ} ※ \end{aligned}$$

※使用料は10円単位（10円未満切り捨て）とする。ただし、算定した使用料が100円に満たない場合は、使用料を100円とする。

■ 使用料算定の条件

1. 施設稼働率は、30～50%を下限として各施設ごとに設定する。

実際の利用状況に沿った算定をするため、実際の稼働率を基本とするが、稼働率の低さをむやみに受益者へ転嫁しないよう、平均稼働率が20%未満の施設は30%、20%以上の施設は50%を下限とする。

2. 施設のうち、使用料に算入するのが適切ではないスペース等に係る経費は必要に応じて除く。

別の目的で使用している部分などに係る経費を算入すると、受益者負担が適正ではなくなるため、除外できることとする。

(例) 東部市民センター内の東部老人いこいの家など

※トイレや階段などの共有スペースに係る経費は除外しない。

3. 個人単位の使用料については、別途算定を行う。

使用料算定の考え方としては貸出スペースの使用料と同一だが、今回の見直しと合わせて別途算定を行う。

4. 音響設備などは、必要に応じて別途算定して使用料に加算する。

今回の見直し後の算定では、原価（コスト）に通常設備の維持管理に係る経費を含むが、特定の用途でしか使用されないものや、使用によって著しく経費を要するものについては、別に算定を行い、使用料に加算する。

■ 同一目的施設間の調整

施設の古い、新しいにかかわらず、同一目的の施設等は、同一の使用料設定とする調整を行えることとする。

（例）地区公民館は同一、中央公民館は別とする。

使用料統一の方法（例）

- ①各施設において、原価（コスト）に基づく使用料の算定を行い、1 m²1 コマあたりの原価（コスト）を算出する。
- ②同じ区分とする各施設の①の単価を平均し、当該施設区分の基礎単価とする。
- ③基礎単価に室面積、受益者負担割合をかけて使用料を算出する。

■ 同施設内の室間の調整

室面積によって使用料の算定結果は異なるが、同じ施設内においては、必要に応じて複数の室を同一の使用料設定とする調整を行えることとする。

（例）貸室A（面積50m²）とB（面積40m²）は算定すると、300円と240円になるため、平均した270円の設定とする。

■ 稼働率による調整

同施設内でも、室により稼働率は様々であるため、稼働率の低い室の使用を促進するために、稼働率によって使用料を加算、または減額する調整を行えることとする。

（例）軽運動室は稼働率が70%のため加算、会議室小は稼働率10%のため減額する。

■ 激変緩和措置

- 前述した方法により使用料を算定した結果、現行の使用料を大幅に上回り、利用者の負担が急激に増加する施設があることが想定される。一方、現行の使用料を大幅に下回る場合、近隣自治体や民間施設との不均衡が生じ、利用者の混乱を招く恐れがある。
- 使用料の改定にあたっては、急激な改定を避けて、市民等に受益者負担の考え方を理解していただくために、改定後の使用料の額の上限及び下限を定め、段階的に適正な額に近づけていくこととする。

改定後の 使用料の額	上限	現行の使用料の概ね 1. 2 倍
	下限	現行の使用料の概ね 0. 8 倍

■ 減免の取扱い

■ 半額減免の制度は廃止とする

半額減免は、平成20年度の減免制度見直しの際に、それまで全額免除としていた団体のうち、趣味・教養的活動の団体について、経過措置として設定された制度であり、それ以降、検討はされたものの廃止には至っていない。制度開始から15年以上が経過していること及び受益者負担の適正化を目的とする今回の使用料見直しの趣旨から、経過措置を見直す時期であるとし、現行の半額減免については、廃止とする。

■ 全額免除は受益者負担の原則の例外として、真にやむを得ないものに限定

使用料の全額免除は、各種団体が実施する公益性のある活動を対象とするため、その受益者が団体の構成員に留まらないことから、受益者負担の原則の例外として取扱う。ただし、その対象については、真にやむを得ないもののみの限定的な運用とする。また、他の行政機関（国・県など）については、原則として全額免除の対象外とし、受益者負担を求める。

各施設においては、その使用状況等を考慮しつつ、全額免除の基準を見直し、適正な受益者負担が図られるよう努めるものとする。

減免の見直しについては、使用料の見直しと同時、または先行して令和7年度中に実施する

■ その他使用料設定における特記事項

■ 市外在住者の使用料の設定

今回の見直しでは、施設の整備に係る経費（イニシャルコスト）を原価（コスト）に含めていないため、この分は、公費（税金）として市民が負担している。このため、受益者負担の原則の観点から、市外在住者が利用する場合の使用料について、割増の設定ができるものとする。（例）市外在住者は通常使用料の2倍

■ 営利目的の使用料の設定

営利目的で利用する場合や、入場料を徴収する場合の使用料について、割増の設定ができるものとする。
（例）営利目的は通常使用料の3倍

■ 時間帯・曜日別使用料の設定

施設の利用状況や管理上の負担を考慮し、時間帯又は土曜・日曜・祝日の利用と平日の利用における使用料の格差を設定できるものとする。

■ 指定管理施設の使用料の設定

指定管理者による利用料金制を導入している施設については、見直し後の使用料を上限として料金を設定することとし、指定管理者との協定内容に反映する。

■ 使用料の見直しのサイクル

- 受益者負担の公平性を確保しながら、施設サービスの向上を図るため、原則として、**5年ごと**に使用料の見直しを行う。
- 指定管理者による利用料金制を導入している施設については、公募の公平性を確保するため、原則として、指定管理者の選定期間に合わせて順次見直しを行うが、現行の指定管理者との協議により可能であれば、次期指定管理者の選定期間よりも前倒しで見直しを行う。

料金	施設名	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
使用料	〇〇公民館	条例改正	条例施行	→			条例改正	条例施行
	△△センター	条例改正	条例施行	→			条例改正	条例施行
利用料金	□□館 (現行指定管理期間： R4～R8)	条例改正	指定管理者 選定	条例施行	→			条例改正
	××センター (現行指定管理期間： R6～R10)			条例改正	指定管理者 選定	条例施行	→	

■見直し後の使用料イメージ

【中央公民館】

貸室区分	面積(m ²)	現行使用料(円)	見直し後使用料(円)	激変緩和上限(1.2倍)	激変緩和下限(0.8倍)
会議室大	229	950	1,640	1,140	760
会議室小	66	250	470	300	200
和室	64	450	450	540	360

見直し後の使用料が現行の使用料を大きく上回るため、激変緩和措置の上限1.2倍の額とする。

【スカイワードあさひ】

貸室区分	面積(m ²)	現行使用料(円)	見直し後使用料(円)	激変緩和上限(1.2倍)	激変緩和下限(0.8倍)
ふれあいホール	223	950	1,750	1,140	760
くすのきホール	144	600	1,130	720	480

■見直しによる効果額

施設名	令和5年度 使用料収入(円)	見直し後 使用料収入見込(円)	差引効果額(円)
公民館	14,510,179	17,412,214	2,902,035
コミュニティ拠点施設 (4拠点)	31,157,585	37,389,102	6,231,517
合計	45,667,764	54,801,316	9,133,552

※見直し後の使用料収入見込は、激変緩和措置により現行使用料の1.2倍になる想定で算出している。

※コミュニティ拠点施設の使用料収入は、指定管理者の徴収額に減免額を加算した額となっている。
減免制度が現行と変わらなければ、減免額を市から指定管理者に支払うため、効果額は上記算定よりも減る。